

第16期定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項②

株主総会参考書類 第4号議案に関する事項

- ・ BEENOS株式会社の定款
- ・ BEENOS株式会社の最終事業年度（2019年9月期）に係る計算書類等の内容

株式会社デファクトスタンダード

第16期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、BEENOS株式会社の定款及びBEENOS株式会社の最終事業年度（2019年9月期）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.defactostandard.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

定 款

定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、BEENOS 株式会社と称し、英文では BEENOS Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、並びに次の事業及び関連する事業を営むことを目的とする。

1. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
2. インターネットショッピングシステム及びサービスの企画立案、製作、提供、販売並びに仲介
3. インターネットによるオークションシステムの企画立案、製作、提供、販売及び仲介
4. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービス及び仲介
5. 電子決済システムの管理、運営
6. ソフトウェアの企画、開発、製作、販売、輸出入及び仲介
7. 食料品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
8. 家具類及び室内装飾品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
9. 日用品雑貨の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
10. 衣料用繊維製品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
11. 装身装飾品(宝石、貴金属等)の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
12. 化粧品の企画、製造、加工、卸、販売、輸出入及び仲介
13. 煙草類、塩、印紙、郵便切手類の販売、輸出入及び仲介
14. 医療機器、計量器の企画、製造、卸、販売、リース、輸出入及び仲介
15. 動植物の販売業及び仲介業
16. コマーシャル、広告の企画、制作、コンサルティング及びその代理業務
17. 古物売買及びその仲介業
18. 写真業
19. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
20. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
21. 印刷業、出版業及びそれらの仲介業、並びに印刷物の企画、製造、販売、輸出入及び仲介
22. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集業及びその仲介業
23. 自動車レンタル、レンタル代行業及び仲介業
24. 映画フィルム、ビデオ、レコード、音楽テープ、その他の録音物の企画、製作、販売、仲介及び輸出入

25. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権等の知的所有権の取得、使用、譲渡、使用許諾、賃貸借及び売買
26. 貸金業及びその仲介業
27. 運送取扱業及びその仲介業
28. イベント企画実施及びその仲介、委託業務
29. 通信システム機器及びその周辺機器の製造、販売、輸出入及び仲介
30. インターネット上でのシステム設計、開発、運用、販売、賃貸及び仲介
31. 電子商取引システムの設計、開発、運用、販売及び賃貸
32. 電子商取引における決済代行及び配送代行
33. インターネットオークションの実施及びショッピングモールの開設
34. デジタルコンテンツの企画、制作、販売、コンサルティング及び仲介業務
35. コンテンツの企画、制作、販売、コンサルティング及び仲介業務
36. 書籍、雑誌、カタログ類の企画、製作、販売、コンサルティング、仲介、印刷及び出版
37. 電子メール、メールマガジンの配信及び配信代行業務
38. キャラクター商品等の企画、開発、販売、卸、輸出入及び仲介
39. キャンプ等のレジャー用品・スポーツ用品等の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介
40. 美容用品、美容機器類の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介
41. 健康食品等の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介
42. 著作権の使用に関するコンサルティング及び媒介業
43. テレビ番組、映画、ビデオ等の企画、製作、販売及びその輸出入業務
44. 武道具用品の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介
45. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導教育
46. インターネット上のポイントサービスを使った販売促進システムの販売及びそのコンサルティング
47. 飲食店等の経営
48. 旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画及び運営
49. 人材募集に関する情報提供サービス業
50. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
51. 有料職業紹介事業
52. 企業・団体からの社員の採用、教育並びに人材育成及び職業適性能力開発に関する企画立案及び実施運営の受託
53. 人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務
54. クレジットカード業
55. 信用保証及び信用調査業務
56. 特定目的会社及び特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理並びに不動産証券化商品の売買、仲介及び管理
57. 株式及びファンドへの投融資
58. 投資事業組合財産の運用及び管理

59. 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス、情報処理サービス、広告・宣伝に関する企画制作業務及び代理業務並びに広告宣伝の情報媒体の販売
60. 市場調査並びにマーケティングに関する企画、調査
61. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供
62. 医薬品、医薬部外品の企画、製造、卸、販売、輸出入及び仲介
63. レジャー・スポーツ関連店舗の設備及び什器を含む店舗の営業権の売買
64. タレントの育成、発掘、プロデュース等に関する企画、マネージメント
65. 総合リース業
66. 各種店舗の企画・経営
67. 携帯電話、その他各種携帯端末の販売及びその取次及びリース
68. 経営上必要とする他の会社及びベンチャー企業に対する投資又は貸付
69. 有価証券の運用、投資、売買、取得及び保有
70. 会社の合併並びに技術、販売、製造等の業務提携の仲介及び斡旋
71. 投資顧問業
72. 経営に関するコンサルタント業
73. 融資、融資の斡旋、保証及び債権買取りを含めた信用供与
74. 投資業務の経理、総務事務及び審査業務の受託
75. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
76. 電気通信事業に係るシステム及びソフトウェアの開発、製造、保守の受託、販売並びに賃貸
77. 通信販売業
78. 通信システムによる情報の収集、処理及び販売
79. 金融業
80. 倉庫業及びその賃貸業
81. 郵便物受取代行業務
82. 郵便物・宅配物の保管業務・転送サービス
83. 梱包業及びその代行業サービス
84. 海運仲立業
85. キャラクターの企画、制作および販売ならびに著作権、商標権等の知的財産権の取得、使用、譲渡および使用許諾
86. インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業
87. 債権の買取、管理、売却及び譲渡
88. 債権の証券化
89. 投資事業有限責任組合の運用及び管理
90. 翻訳を通じたサービス及びコンサルティング
91. タレントの著作権等を付した商品等の企画、開発及び販売、卸、輸出入及び仲介
92. 作詞家、作曲家、演出家、脚本家、演奏家、歌手、モデル、デザイナー、クリエイター、アーティストの知的財産権の管理

93. タレントの著作権、商標権等の知的財産権の取得、管理、譲渡および使用許諾
94. 音楽、芸能、ファッション、スポーツ、文化に関するイベントの企画・制作・運営、及びそれらの請負
95. デザイナー、クリエイター、アーティストのマネジメントならびに養成
96. キャラクター商品等の企画、開発を目的としたマッチングシステムの提供
97. タレントの著作権等を付した商品等の企画、開発を目的としたマッチングシステムの提供
98. 投資運用業
99. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
100. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導・仲介及び斡旋
101. パーティープロデュース事業
102. 新規事業の創出及び育成
103. 国際医療コーディネートサービス
104. ウェディング関連商品の企画、製造、加工及び販売
105. ウィンドウディスプレイのデザイン企画及び制作
106. 酒類、清涼飲料水、コーヒー、紅茶の買取り、販売、輸出入及び仲介
107. 醤油、ソース、食酢、煮だしの素の買取り及び販売
108. 海苔、乾麺、缶詰、ハム、ソーセージ、粉末コーヒーの買取り及び販売
109. 瓶、グラスコップ、氷入れ、水差しなどの容器の買取り及び販売
110. 中古道具類の買取り及び販売
111. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
112. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、45,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式数についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集時期及び招集)

第12条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 14 名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 増員、又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 426 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 32 条 当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 36 条 当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満 3 年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 16 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 2 条 当会社は、第 16 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成 11 年 11 月 25 日制定
平成 12 年 3 月 17 日改定
平成 12 年 6 月 5 日改定
平成 12 年 8 月 21 日改定
平成 12 年 12 月 22 日改定
平成 13 年 12 月 21 日改定
平成 14 年 12 月 20 日改定
平成 15 年 12 月 12 日改定
平成 16 年 11 月 19 日改定
平成 16 年 12 月 16 日改定
平成 17 年 12 月 16 日改定
平成 18 年 12 月 18 日改定
平成 19 年 2 月 1 日改定
平成 19 年 12 月 19 日改定
平成 21 年 12 月 11 日改定
平成 25 年 11 月 25 日改定
平成 25 年 12 月 12 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 10 月 1 日改定
平成 27 年 12 月 10 日改定
平成 28 年 12 月 15 日改定
平成 30 年 12 月 21 日改定

【提供書面】事業報告（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

1. 企業集団の現況

（1）事業の経過及び成果

当社グループは、グローバル領域において新しい市場を創造するために、コアバリューであるEコマース事業の「ノウハウ・データ」、インキュベーション事業の「世界中の投資先ネットワーク」をかけあわせて、日本と世界を繋ぐ「グローバルプラットフォーム」を目指し事業展開をしております。

今期は、Eコマース事業セグメントにおいては、事業基盤が確立している既存事業のリソースを新規事業にシフトし、今後の柱となる事業の育成に注力して参りました。特に「バーティカル構想（カテゴリーごとに顧客ニーズにあわせた付加価値の高い特化型ショッピングサイト）の複数サイト展開」・「物販アービトラージ（世界中から商品情報を取得し世界中の消費者に価格比較情報を提供）の開発」・「日本の商品やコンテンツの海外展開のマーケティング支援」などの新規事業創造を積極的に推進し、2019年3月にはバーティカル構想の第一弾としてファッション領域に特化した越境EC事業の新会社を設立しました。またインキュベーション事業セグメントにおいては、2020年3月末までに営業投資有価証券の含み益の20%の投資回収を行い、ポートフォリオの入れ替えを図るという方針のもとに、当社および当社の連結子会社が保有する営業投資有価証券の一部を売却し、当連結会計年度に約20億円の営業投資有価証券の売却益を計上しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は25,276,757千円（前年比11.0%増）、営業利益は1,707,633千円（前年比11.4%増）、経常利益は1,713,827千円（前年比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,077,042千円（前年比16.7%増）となりました。

なお、当社が経営指標として重視している流通総額（国内外における商品流通額）につきましては、当連結会計年度で503億円（前年比8.7%増）となりました。

2019年9月末時点における営業投資有価証券の簿価は41億円、その時価評価額は252億円に拡大（2018年9月末時点における、簿価は28億円、時価評価額は159億円）しております。営業投資有価証券の時価評価額※は上場銘柄は市場価格、未上場銘柄は直近の取引価格にて評価した金額です（当社が投資損失引当金を計上している銘柄については簿価にて評価）。※当該金額は、当社の試算に基づく金額であり、監査法人の監査を受けておりません。

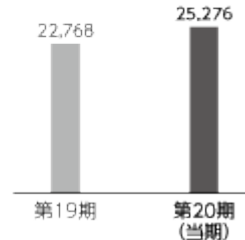
流通総額

単位：百万円



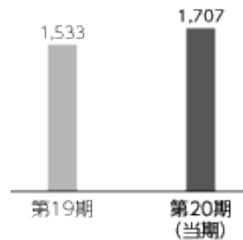
売上高

単位：百万円



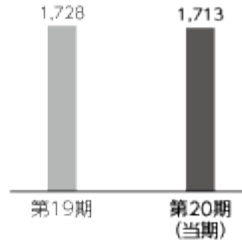
営業利益

単位：百万円



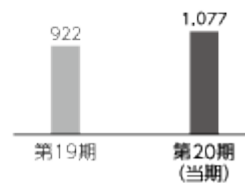
経常利益

単位：百万円



親会社株主に帰属する 当期純利益

単位：百万円



事業別の状況は次のとおりであります。

i E コマース事業

売上高 23,031百万円 / 営業利益 841百万円

E コマース事業全体では、当連結会計年度の売上高は23,031,417千円（前年比6.8%増）、営業利益は841,652千円（前年比32.4%減）となりました。

E コマース事業

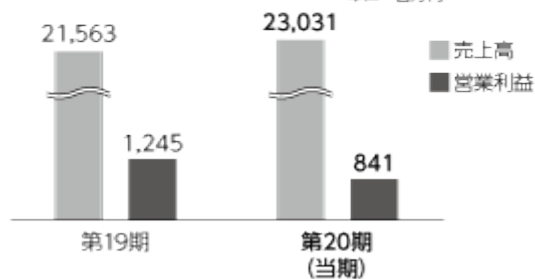
流通総額の推移

単位：百万円



売上高・営業利益の推移

単位：百万円



クロスボーダー部門

「海外転送・代理購入事業（FROM JAPAN）」におきましては、英語対応のためのカスタマーサポート拠点の新設などによりユーザーからの問い合わせ対応の一層の迅速化と満足度の向上を図るとともに、ユーザーに安心してサービスをご利用いただくために代理購入サービス「Buyee」に国際送料の事前確定機能を実装するなど、積極的にユーザビリティの向上に努めました。また、代理購入手数料の無料キャンペーンなどの販売促進施策が奏功したことに加え、オペレーション効率化のためのシステム導入やコスト削減に繋げるための先行投資による利益体質の強化に努めた結果、当連結会計年度の流通総額、売上高、営業利益は過去最高となりました。

「グローバルショッピング事業（TO JAPAN）」におきましては、ヤフー株式会社が運営するヤフオク！とのデータ連携による販売チャネルの拡大や、食品の取り扱い開始など取扱カテゴリーの拡充に取り組みました。また基幹システムの全面入れ替えにより、ユーザビリティの向上や新しいサービスの提供が可能となり、これまで実装していた国際送料の事前確定機能に加え、関税の事前確定機能をリリースしました。マーケティングにおいては、各ユーザーに合わせた細かなリテンション施策を実施することで売上の拡大を図りました。また、第1四半期に発生していた検索エンジンのアルゴリズム変更によるSEO集客の減少に関しては速やかに対策を講じたことで、売上への影響は改善が進んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,929,193千円（前年比9.4％増）、営業利益は725,989千円（前年比6.1％増）と過去最高となりました。

クロスボーダー部門

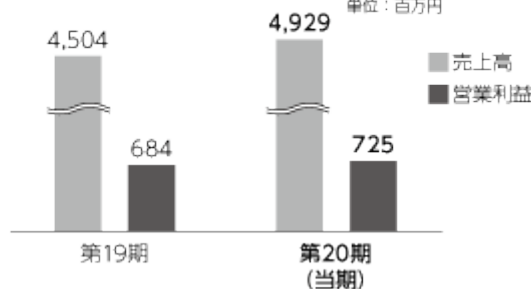
流通総額の推移

単位：百万円



売上高・営業利益の推移

単位：百万円



バリューサイクル部門

「ブランド品・アパレル買取販売事業」におきましては、買取面では、ターゲットを明確にしたマーケティングやSEO対策、リピーター施策等を実施し、リユース品販売単価が1千円以上1万円未満の重点買取商品群の中でも比較的高単価の商品の買取を強化した結果、買取金額は前年比で13.0%増加しました。販売面では、暖冬による重衣料の売上不振に加え、自社販路「ブランディアオークション」の販売力強化のためのテレビCM等の投下が期待どおりの効果をあげられなかったことなどにより、売上高は前年比で0.9%の減少となりました。また、高価格帯商品へのシフトによる売上総利益率の低下や自社販路強化のためのプロモーションコストの増加により、営業利益は前年比で92.0%の減少となりました。一方で、ブランドバッグなどをレンタルできる「ブランディアレンタル」や、高価格帯のリユースアパレルを安心して購入して頂くための「試着サービス」などの新規サービスの拡充を積極的に進めた他、2019年9月に、海外のバイヤーが仕入れた商品を自社サイトで販売する株式会社wajaの事業譲受を行い、新品商材を取り込むことによる品揃えの強化を図りました。

「酒類買取販売事業」におきましては、買取店舗2店舗（札幌・小倉）の新規出店に加え、社名およびCI変更に合わせた全店舗とオフィシャルサイトの改修を行い、来店しやすさやUIの改善に取り組みました。また2019年5月から買取価格を業界最高値とすることを基本方針に据えたことで、第3四半期以降に買取が拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,164,928千円（前年比6.0%増）、営業損失は6,998千円（前年は営業利益440,130千円）となりました。

バリューサイクル部門

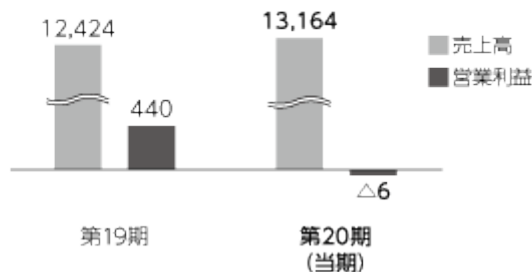
流通総額の推移

単位：百万円



売上高・営業利益の推移

単位：百万円



リテール・ライセンス部門

「エンターテインメント事業」では、新規のアーティストの商品販売が好調に推移したことに加え、既存のアーティストの大型イベントの開催等により売上高は順調に増加しました。また、大手アニメ制作会社の公式ECサイトの運営を受託するなど、新たなコンテンツの取り扱いも開始しております。「グローバルプロダクト事業」では、ポケモンコスメシリーズの販売が好調に推移したほか、フレグランスボディケアブランドSWATi（スワティー）では、新商品のリリースや路面店ポップアップ、プロモーションの実施により認知度の向上を図るとともにブランドイメージの刷新に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,937,295千円（前年比6.5%増）、営業利益は122,661千円（前年比1.3%増）となりました。

リテール・ライセンス部門

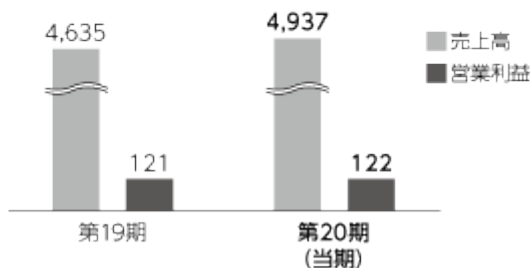
流通総額の推移

単位：百万円



売上高・営業利益の推移

単位：百万円



ii インキュベーション事業

売上高 2,259百万円 / 営業利益 1,402百万円

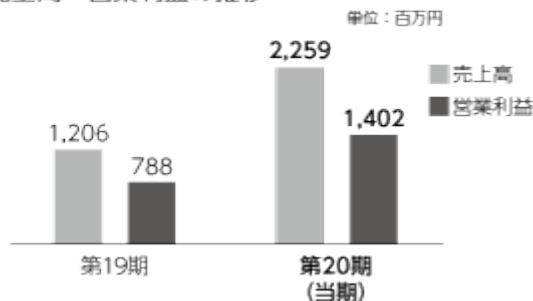
「投資育成事業」におきましては、新興国のオンラインマーケットプレイス企業やオンライン決済企業への投資と、日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資を進めておりますが、今期は既存の投資先の中でも成長著しい企業への追加投資を積極的に進め、東南アジアを中心にファッション・美容商品のオンラインマーケットプレイスを運営するZilingo（ジリング）やベトナムでCtoCオンラインマーケットプレイスを展開するSendo（センド）などへの追加出資を行いました。

「新規事業」におきましては、Eコマース事業で蓄積したビジネスノウハウと投資育成事業で構築した投資先企業群とのネットワークを活用し、「パーティカル構想」「物販アービトラージ」「国内商品・コンテンツの海外展開のマーケティング支援」の実現に向けた今後の柱となる事業の創造に積極的に取り組みました。2019年3月には、株式会社ファッション・コ・ラボと共同で海外の消費者が日本のアパレルブランドの商品を簡単・便利に購入することができるファッションECモールを運営するFASBEE（ファスビー）株式会社を設立し、同年7月より海外120の国・地域の消費者に向けてサービスを開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,259,345千円（前年比87.3%増）、営業利益は1,402,643千円（前年比77.9%増）となりました。

インキュベーション事業

売上高・営業利益の推移



事業別売上状況は次のとおりであります。

区 分	(前連結会計年度) 第19期 (2018年9月期)	(当連結会計年度) 第20期 (2019年9月期)	前 期 比	
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	増減率
E コ マ ー ス 事 業	21,563,947	23,031,417	1,467,470	6.8%
ク ロ ス ボ ー ダ ー 部 門	4,504,103	4,929,193	425,090	9.4%
バ リ ュ ー サ イ ク ル 部 門	12,424,329	13,164,928	740,598	6.0%
リ テ ー ル ・ ラ イ セ ン ス 部 門	4,635,514	4,937,295	301,780	6.5%
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業	1,206,337	2,259,345	1,053,008	87.3%
消 去 又 は 全 社	△2,081	△14,005	△11,923	－
合 計	22,768,203	25,276,757	2,508,554	11.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は84,491千円で、主にインキュベーション事業におけるシステム投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、ITとインターネットをベースにグローバル領域において新しい市場を創造するためにプラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

世界中の素晴らしい商品やコンテンツをグローバルに流通させ世界中の消費者に届けるために、国内外のマーケットプレイスを繋げるとともに、日本の素晴らしい商品やコンテンツをアジアの国々をはじめ世界に流通させるグローバルコマースの構築を推進し企業価値の増大を図ってまいります。

グローバルプラットフォーマーとして事業の拡大を目指すにあたって次の戦略を進めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本招集ご通知提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

① 既存事業のさらなる効率化とグループ全体での組織強化

当社の主軸事業であるクロスボーダー部門を中心に、AIやRPA等のシステムによる自動化をはじめとして効率的な運営体制の構築を進めておりますが、今後さらに自動化を進め、徹底的に省力化と効率化を図っていくことで営業利益率の向上を目指し、経験豊富な人材を新規事業部門へ再配置できるようグループ全体での組織体制の強化を図ってまいります。

② 投資育成と新規事業創造

当社がこれまで行ってきた、アジアの新興国を中心としたオンラインマーケットプレイス、オンラインペイメント企業と国内のインバウンド関連企業への投資育成を通じて、グローバルコマースのネットワークの拡大を図るとともに、適切なタイミングで投資収益を狙ってまいります。

またEコマース事業で蓄積したビジネスノウハウと投資育成事業で構築した投資先ネットワークを活用した新規事業創造にリソースを積極的に投下し、今後の収益の柱となるような事業の開発育成に取り組んでまいります。

③ デファクトスタンダード社の成長戦略の加速

当社は2020年1月14日付で、東証一部に上場している連結子会社である株式会社デファクトスタンダードを完全子会社化する予定であります。

同社の属するリユース業界では、スマートフォンを介して個人間売買ができるフリマアプリの急速な台頭等により、リユース業界全体としては中長期的に更なる市場拡大を見込んでいる一方で、フリマアプリやシェアリングの流行による中古市場活況の中、リユースサービスの利便性向上に伴うユーザーの選択肢が広がることで、サービスの選別がより厳しくなっており、競争が激化しております。

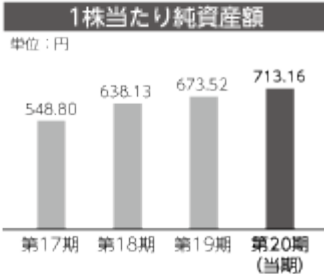
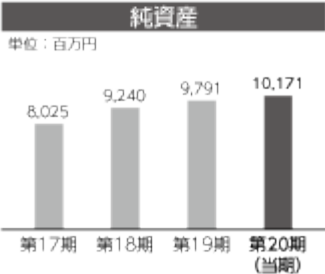
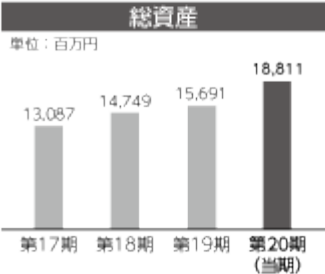
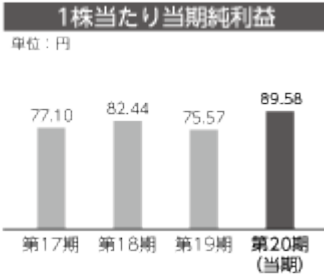
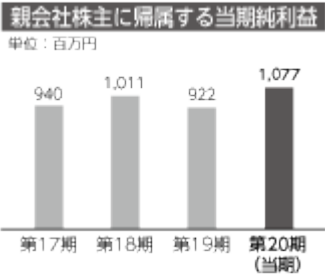
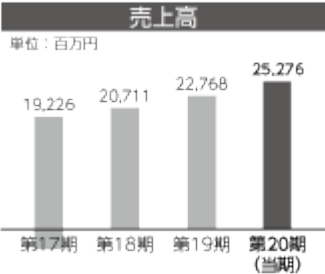
当社はグループが持つ海外向けBtoC及びBtoB販売チャネルや実店舗の活用や、さらにはBEENOSグループの人材リソースを最大限活用等のグループ全体の経営資源の徹底的活用、長期的な視点による事業戦略の策定、迅速な意思決定の実現により、同社の再成長による企業価値の向上を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年 9 月期)	第 18 期 (2017年 9 月期)	第 19 期 (2018年 9 月期)	(当連結会計年度) 第 20 期 (2019年 9 月期)
売 上 高 (千円)	19,226,513	20,711,495	22,768,203	25,276,757
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	940,578	1,011,418	922,927	1,077,042
1 株当たり当期純利益 (円)	77.10	82.44	75.57	89.58
総 資 産 (千円)	13,087,417	14,749,714	15,691,162	18,811,286
純 資 産 (千円)	8,025,608	9,240,103	9,791,048	10,171,470
1 株当たり純資産額 (円)	548.80	638.13	673.52	713.16

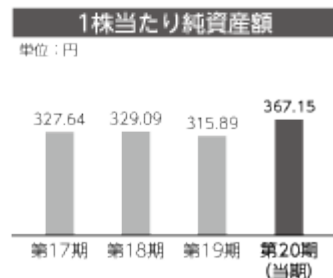
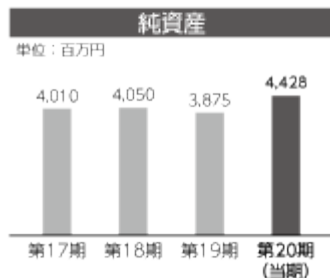
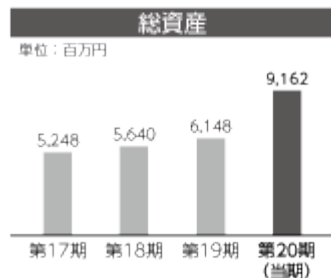
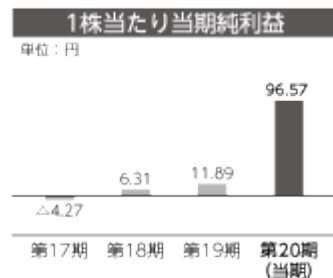
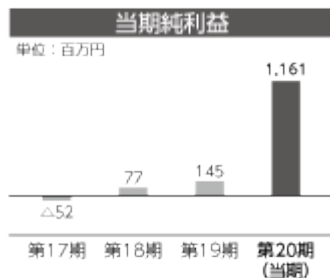
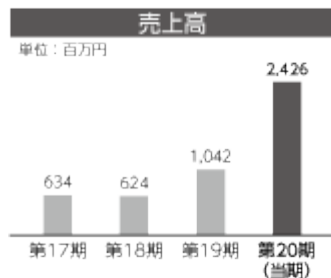
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第20期から適用しており、第17期から第19期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年 9 月期)	第 18 期 (2017年 9 月期)	第 19 期 (2018年 9 月期)	(当事業年度) 第 20 期 (2019年 9 月期)
営 業 収 益 (千円)	634, 091	624, 947	1, 042, 038	2, 426, 615
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失) (千円)	△52, 133	77, 363	145, 210	1, 161, 070
1 株当たり当期純利益 (△ 1 株当たり当期純 (円) 損 失)	△4. 27	6. 31	11. 89	96. 57
総 資 産 (千円)	5, 248, 334	5, 640, 229	6, 148, 702	9, 162, 594
純 資 産 (千円)	4, 010, 883	4, 050, 669	3, 875, 403	4, 428, 173
1 株当たり純資産額 (円)	327. 64	329. 09	315. 89	367. 15

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失)は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号・2018年2月16日)等を第20期から適用しており、第17期から第19期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。



(10) 企業集団の主要な事業セグメント（2019年 9 月30日現在）

区 分		事 業 内 容
E コマース事業	クロスボーダー部門	海外転送・代理購入事業「tenso.com」 「Buyee」 グローバルショッピング事業「sekaimon」
	バリューサイクル部門	ブランド品・アパレル買取販売事業「Brandear」 酒類買取販売事業「JOYLAB」
	リテール・ライセンス 部 門	エンターテインメント事業 グローバルプロダクト事業
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業		投資育成事業 収益化前の新規事業

(11) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
t e n s o 株 式 会 社	100,000千円	100.0 %	海外転送・代理購入事業
T E N S O U K L T D	8千ポンド	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
台 湾 転 送 股 份 有 限 公 司	5,580千台湾ドル	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
tenso Hong Kong Limited	100千香港ドル	100.0 % (100.0) %	海外転送・代理購入事業
株式会社ショッピングエアライン	100,000千円	100.0 %	グローバルショッピング事業
Shop Airlines America, I n c .	2,200千米ドル	100.0 % (100.0) %	グローバルショッピング事業
Shop Airlines Europe B.V.	1,250千ユーロ	100.0 % (100.0) %	グローバルショッピング事業
株式会社デファクトスタンダード	1,209,422千円	57.2 %	ブランド品・アパレル買取販売事業
J O Y L A B 株 式 会 社	10,000千円	100.0 %	酒類買取販売事業
モ ノ セ ン ス 株 式 会 社	30,000千円	100.0 %	エンターテインメント事業 グローバルプロダクト事業
株式会社 BEENOS Partners	10,000千円	100.0 %	投資育成事業
BEENOS A s i a P t e . L t d .	10,800千米ドル	100.0 %	投資育成事業
B e e C r u i s e 株式会社	50,000千円	100.0 %	新規事業の創造・育成
F A S B E E 株式会社	100,000千円	51.0 %	ファッション特化型越境ECサービスの運営事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。
2. 当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ショッピングエアライン・ジャパンは当社の連結子会社である株式会社ショッピングエアラインを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社SWATiは当社の連結子会社であるモノセンス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(12) 主要な営業所（2019年9月30日現在）

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区

② 子会社の営業所

会 社 名	所 在 地
t e n s o 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
T E N S O U K L T D	英 国 サ リ ー 州 （ ハ ス ル ミ ア 市 ）
台 湾 転 送 股 份 有 限 公 司	台 湾 台 北 市
t e n s o H o n g K o n g L i m i t e d	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
株 式 会 社 シ ョ ッ プ エ ア ラ イ ン	東 京 都 品 川 区
S h o p A i r l i n e s A m e r i c a , I n c .	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州 (サ ン ノ ゼ 市)
S h o p A i r l i n e s E u r o p e B . V	オ ラ ン ダ (ア ム ス テ ル ダ ム 市)
株 式 会 社 デ フ ァ ク ト ス タ ン ダ ー ド	東 京 都 大 田 区
J O Y L A B 株 式 会 社	大 阪 市 中 央 区
モ ノ セ ン ス 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
株 式 会 社 B E E N O S P a r t n e r s	東 京 都 品 川 区
B E E N O S A s i a P t e . L t d .	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国
B e e C r u i s e 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
F A S B E E 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区

(13) 使用人の状況（2019年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分		使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
E コ マ ー ス 事 業	ク ロ ス ボ ー ダ ー 部 門	126 (58) 名	△14 (△22) 名
	バ リ ュ ー サ イ ク ル 部 門	109 (345) 名	31 (△39) 名
	リ テ ー ル ・ ラ イ セ ン ス 部 門	32 (6) 名	△5 (△3) 名
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業		42 (6) 名	28 (3) 名
全 社		37 (2) 名	2 (△1) 名
合 計		346 (417) 名	42 (△62) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は（ ）内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
2. 全社として記載されている使用人数は、当社のうち管理部門等の各事業共通の業務に従事している人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	18 (ー) 名	0 (ー) 名	36.3歳	3.8年
女 性	19 (2) 名	3 (△1) 名	33.3歳	2.8年
合 計 又 は 平 均	37 (2) 名	3 (△1) 名	34.7歳	3.2年

- (注) 使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は（ ）内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2019年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1, 000, 000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1, 000, 000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500, 000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	350, 000千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300, 000千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	300, 000千円
株 式 会 社 京 葉 銀 行	100, 000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数

45,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

12,332,600株（自己株式 396,747株を含む）
- (3) 株主数

5,853名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
佐藤輝英	1,731,300株	14.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	1,189,800株	9.97%
株式会社デジタルガレージ	827,000株	6.93%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	403,176株	3.38%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUTS M L S C B R D	372,904株	3.12%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUN T	246,595株	2.07%
上田八木短資株式会社	232,100株	1.94%
HSBC BANK PLC A/C IB MAIN ACCOUNT	223,200株	1.87%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	206,900株	1.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	200,100株	1.68%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年9月30日現在）
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権
の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、2018年3月15日開催の取締役会で決議した第10回新株予約権（有償ストックオプション）に関して、当社及び当社子会社の役員及び使用人に対して発行した新株予約権は、以下のとおりです。

	第10回新株予約権
発行決議日	2018年3月15日
区分	当社役員、当社使用人、当社子会社の役員及び使用人
交付者数	12名
新株予約権の数	6,600個
新株予約権の目的となる株式の数	660,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	有償
権利行使時1株当たりの行使価額	1,706円
権利行使期間	2020年1月1日から2028年3月31日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2019年9月期から2025年9月期までのいずれかの期において、修正経常利益（経常利益からインキュベーション事業セグメントに係るセグメント損益を差し引いた額をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を当該修正経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- （a）修正経常利益が18億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- （b）修正経常利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、上記①に定める（a）または（b）の条件を充たす前に、2019年9月期から2025年9月期のいずれかの期において修正経常利益が5億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 上記①及び②における修正経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益及びセグメント情報におけるセグメント損益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益及びセグメント損益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、割当日から権利行使期間の終期までの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、上記（5）に準じて取締役会により適切に調節されるものとする。）が一度でも行使価額の50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2019年 9月 30日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	直 井 聖 太	グループCEO tenso(株)代表取締役 BeeCruise(株)代表取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	中 村 浩 二	グループCFO (株)デファクトスタンダード取締役 JOYLAB(株)代表取締役 (株)BEENOS Partners代表取締役
取 締 役	竹 内 拓	(株)ショッピングエアライン代表取締役 Shop Airlines America, Inc. President and CEO Shop Airlines Europe B.V. President and CEO
取 締 役	仙 頭 健 一	モノセンス(株)代表取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	上 保 康 和	(株)デファクトスタンダード監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 藤 希 望	(株)ジオンコンサルティング代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 橋 由 人	(株)エグゼクティブ・パートナーズ顧問 (株)セレス監査役

- (注) 1. 上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、監査等委員上保康和氏を常勤監査等委員に選定しています。
4. 監査等委員近藤希望氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	4 名	139,397千円	第16期定時株主総会の決議（2015年12月10日）による取締役（監査等委員を除く）報酬額は、年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）報酬額は、年額50,000千円以内であります。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 （3 名）	19,200千円 （19,200千円）	
合 計 （うち社外取締役）	7 名 （3 名）	158,597千円 （19,200千円）	

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度において計上した役員賞与引当金53,758千円（取締役（監査等委員を除く））を含めております。
2. 上記のほか、当社子会社の取締役及び監査役を兼務している取締役が、当該子会社から受けた報酬等の総額は、60,150千円であり、支給人数は5名であります。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年12月10日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で、2016年12月15日開催の第17期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額120,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2015年12月10日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取 締 役 （常勤監査等委員）	上 保 康 和	(株)デファクトスタンダード監査役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	近 藤 希 望	(株)ジオンコンサルティング代表取締役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	高 橋 由 人	(株)エグゼクティブ・パートナーズ顧問 (株)セレス監査役

- (注) 社外取締役 上保康和氏の兼職先である(株)デファクトスタンダードは、当社の連結子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	上保 康和	27回/27回	12回/12回	主に財務における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。
社外取締役 (監査等委員)	近藤 希望	27回/27回	12回/12回	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行っております。
	高橋 由人	27回/27回	12回/12回	主に企業経営における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当を通じた株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、事業基盤の拡大と財務基盤の充実を進め、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本としております。また、株価水準等を鑑みて自己株式の取得による株主還元も適時適切に実施する方針であります。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社であるBEENOS Asia Pte. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表（2019年9月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	16,407,315	流 動 負 債	8,159,091
現 金 及 び 預 金	5,175,775	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	384,508
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,527,865	短 期 借 入 金	3,550,000
営 業 投 資 有 価 証 券	4,176,825	未 払 金	2,956,824
商 品	2,689,382	預 り 金	714,796
未 収 入 金	862,433	未 払 法 人 税 等	89,157
そ の 他	975,034	そ の 他	463,805
固 定 資 産	2,403,970	固 定 負 債	480,724
有 形 固 定 資 産	417,882	繰 延 税 金 負 債	287,680
建 物 及 び 構 築 物	603,067	資 産 除 去 債 務	193,043
車 両 運 搬 具	9,614		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	192,338		
減 価 償 却 累 計 額	△387,138	負 債 合 計	8,639,815
無 形 固 定 資 産	454,596	（ 純 資 産 の 部 ）	
の れ ん	303,842	株 主 資 本	8,717,025
ソ フ ト ウ ェ ア	147,882	資 本 金	2,775,840
そ の 他	2,871	資 本 剰 余 金	2,542,577
投 資 そ の 他 の 資 産	1,531,491	利 益 剰 余 金	3,966,442
投 資 有 価 証 券	887,065	自 己 株 式	△567,835
繰 延 税 金 資 産	215,992	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△204,890
そ の 他	428,433	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△314,461
		為 替 換 算 調 整 勘 定	109,571
		新 株 予 約 権	46,677
		非 支 配 株 主 持 分	1,612,657
		純 資 産 合 計	10,171,470
資 産 合 計	18,811,286	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,811,286

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2018年10月 1 日から2019年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		25,276,757
売上原価		12,611,387
売上総利益		12,665,370
販売費及び一般管理費		10,957,736
営業利益		1,707,633
営業外収益		107,684
受取利息	103	
持分法による投資利益	35,257	
投資事業組合運用益	1,772	
助成金収入	14,939	
受取和解金	14,051	
その他の	41,559	
営業外費用		
支払利息	11,376	
為替差損	83,855	
支払手数料	2,663	
その他の	3,595	101,490
経常利益		1,713,827
税金等調整前当期純利益		1,713,827
法人税、住民税及び事業税	427,380	
法人税等調整額	225,922	653,302
当期純利益		1,060,525
非支配株主に帰属する当期純損失		16,517
親会社株主に帰属する当期純利益		1,077,042

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2018年10月 1 日から2019年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年10月 1 日残高	2, 775, 840	2, 701, 215	2, 889, 400	△187, 303	8, 179, 153
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△158, 637			△158, 637
親会社株主に帰属する当期純利益			1, 077, 042		1, 077, 042
自己株式の取得				△380, 532	△380, 532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△158, 637	1, 077, 042	△380, 532	537, 872
2019年 9 月30日残高	2, 775, 840	2, 542, 577	3, 966, 442	△567, 835	8, 717, 025

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2018年10月 1 日残高	△231, 866	271, 630	39, 763	21, 406	1, 550, 724	9, 791, 048
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△158, 637
親会社株主に帰属する当期純利益						1, 077, 042
自己株式の取得						△380, 532
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△82, 594	△162, 058	△244, 653	25, 270	61, 932	△157, 449
連結会計年度中の変動額合計	△82, 594	△162, 058	△244, 653	25, 270	61, 932	380, 422
2019年 9 月30日残高	△314, 461	109, 571	△204, 890	46, 677	1, 612, 657	10, 171, 470

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2019年9月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	5,651,984	流 動 負 債	4,556,450
現 金 及 び 預 金	529,834	短 期 借 入 金	4,250,000
営 業 投 資 有 価 証 券	1,543,990	未 払 金	106,800
前 払 費 用	42,967	関 係 会 社 未 払 金	58,077
関 係 会 社 未 収 入 金	1,598,367	未 払 法 人 税 等	6,927
関 係 会 社 立 替 金	120,443	預 り 金	21,080
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,850,000	役 員 賞 与 引 当 金	53,758
未 収 法 人 税 等	67,993	株 主 優 待 引 当 金	36,604
そ の 他	19,677	そ の 他	23,202
貸 倒 引 当 金	△121,289	固 定 負 債	177,970
固 定 資 産	3,510,610	資 産 除 去 債 務	56,791
有 形 固 定 資 産	81,878	繰 延 税 金 負 債	121,178
建 物	210,424	負 債 合 計	4,734,420
工 具、器 具 及 び 備 品	51,386	（ 純 資 産 の 部 ）	
減 価 償 却 累 計 額	△179,933	株 主 資 本	4,471,923
無 形 固 定 資 産	34,777	資 本 金	2,775,840
ソ フ ト ウ ェ ア	31,906	資 本 剰 余 金	1,793,099
そ の 他	2,871	資 本 準 備 金	514,125
投 資 そ の 他 の 資 産	3,393,954	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,278,974
投 資 有 価 証 券	740,517	利 益 剰 余 金	470,818
関 係 会 社 株 式	2,346,924	そ の 他 利 益 剰 余 金	470,818
敷 金 及 び 保 証 金	137,047	繰 越 利 益 剰 余 金	470,818
保 険 積 立 金	164,313	自 己 株 式	△567,835
そ の 他	5,151	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△89,686
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△89,686
		新 株 予 約 権	45,936
		純 資 産 合 計	4,428,173
資 産 合 計	9,162,594	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,162,594

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2018年10月 1 日から2019年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科 目		金 額	
営業収益	営業収益		2,426,615
	営業費用		917,437
営業外収益	営業外総利益		1,509,177
	受取利息	13,457	
	受取配当金	61,200	
	為替差益	469	
	受取手数料	1,546	
	投資事業組合運用益	1,772	
	雑収入	4,279	82,725
	営業外費用		
	支払利息	15,525	
	支払手数料	2,663	
	貸倒引当金繰入額	121,289	
	雑損	5	139,484
経常利益	経常利益		1,452,418
	特別損失		
	関係会社株式評価損	129,871	129,871
	税引前当期純利益		1,322,546
	法人税、住民税及び事業税	26,066	
当期純利益	法人税等調整額	135,410	161,476
	当期純利益		1,161,070

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2018年10月 1 日から2019年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
2018年10月 1 日残高	2, 775, 840	498, 261	1, 453, 476	1, 951, 737	△690, 251	△690, 251	△187, 303	3, 850, 023
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		15, 863	△174, 501	△158, 637				△158, 637
当期純利益					1, 161, 070	1, 161, 070		1, 161, 070
自己株式の取得							△380, 532	△380, 532
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純 額）								—
事業年度中の変動額合計	—	15, 863	△174, 501	△158, 637	1, 161, 070	1, 161, 070	△380, 532	621, 899
2019年 9 月30日残高	2, 775, 840	514, 125	1, 278, 974	1, 793, 099	470, 818	470, 818	△567, 835	4, 471, 923

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年10月 1 日残高	4, 714	4, 714	20, 665	3, 875, 403
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△158, 637
当期純利益				1, 161, 070
自己株式の取得				△380, 532
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△94, 400	△94, 400	25, 270	△69, 129
事業年度中の変動額合計	△94, 400	△94, 400	25, 270	552, 770
2019年 9 月30日残高	△89, 686	△89, 686	45, 936	4, 428, 173

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

BEENOS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健 文 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BEENOS株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BEENOS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

BEENOS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健 文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BEENOS株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月20日

BEENOS株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 上 保 康 和 ㊞

監査等委員 近 藤 希 望 ㊞

監査等委員 高 橋 由 人 ㊞

(注) 常勤監査等委員上保康和、監査等委員近藤希望及び高橋由人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しました。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、「コンプライアンスルール」に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令並びに定款及び社内諸ルールを遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令並びに定款違反、社内諸ルール上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものいたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、反社会勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた場合の対応を管理部門で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(3) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書取扱ルール」に定められた期間、保存・管理するものいたします。

なお、当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の危機管理体制については、「リスク管理ルール」に基づいて、当社管理部門を管掌する取締役を全体のリスクの総括管理担当役員とし、当社BPR室を責任部署といたします。また、BPR室は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締めにに対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

なお、当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内ルールその他の体制に準じた規程・ルール等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備します。

(5) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、週次で進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。また、「職務権限ルール」により定められた決裁事項を機動的に意思決定するための各種委員会を設置しております。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、当社及び子会社各社の取締役会で承認された中期利益計画、年度予算等の達成に向けて、月次で進捗管理を行うものいたします。その他重要な情報についても子会社各社の取締役会にて報告を受けることとしております。

(6) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社取締役の職務執行の監督を行うものいたします。

当社の関係会社管理担当部門に子会社管理を集約し、「関係会社管理ルール」に基づいて、一定の重要事項に関しては、当社の取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。BPR室は、子会社のリスク管理及び法令遵守体制を構築するため、「内部監査ルール」に基づき、内部監査を実施するものいたします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築いたします。また、BPR室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）に関する事項、並びに補助使用人の監査等委員以外の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は、監査等委員会との協議のうえ、人選し配置するものいたします。

補助使用人に指定された従業員は、監査等委員以外の取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものいたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものいたします。

- (9) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

常勤監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものいたします。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反等並びに当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものいたします。常勤監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、その他の監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものにしております。常勤監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、毎月開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員に共有しております。

当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

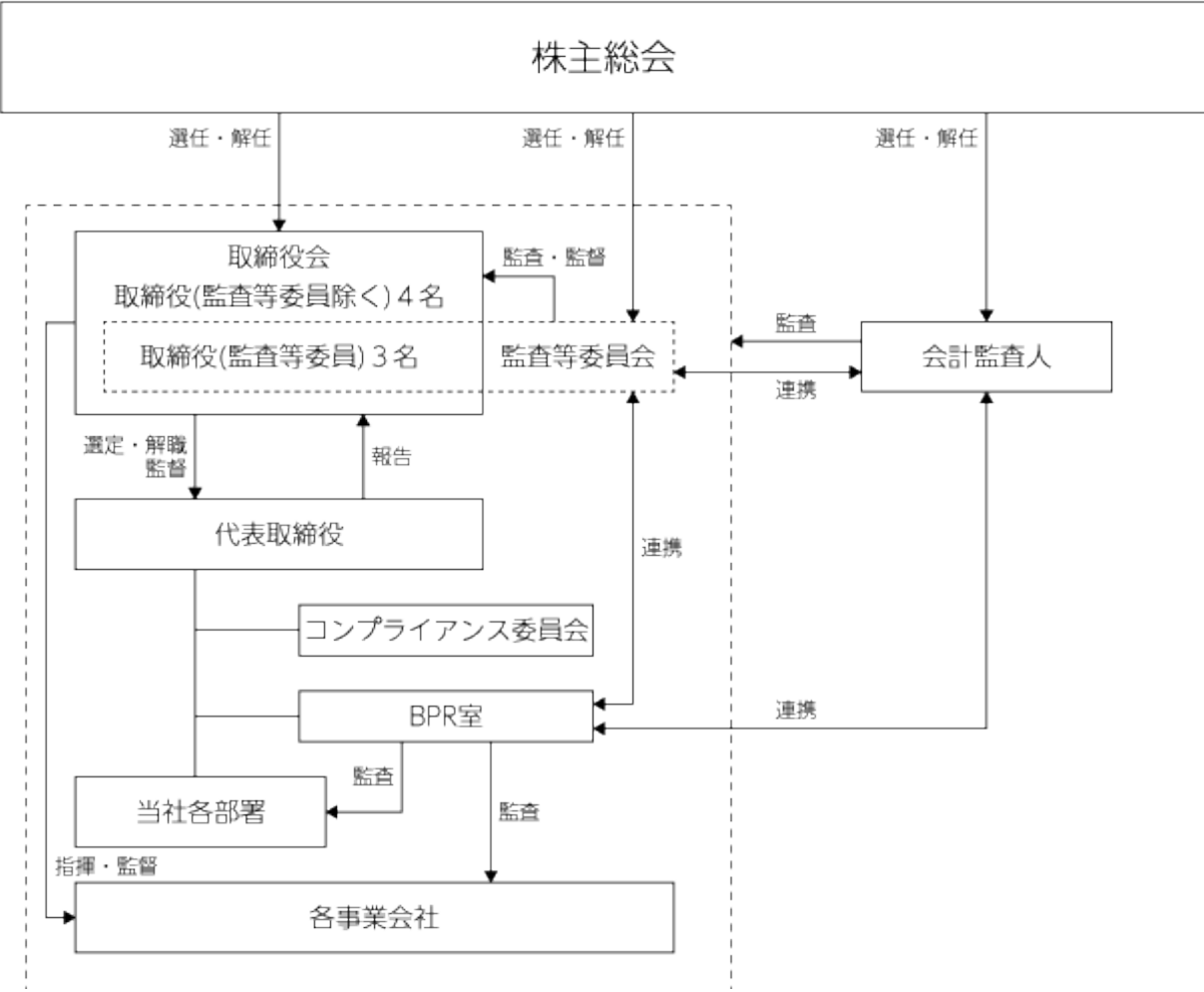
取締役会は、監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員がいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査等委員の社内の重要な会議への出席を拒まないものいたします。また、監査等委員は、会計監査人、BPR室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施できるものいたします。

- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

※当社は社内諸規程をルールという呼称で運用しております。

●コーポレート・ガバナンス図



当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のBPR室がモニタリングし、課題の洗出しと改善を進めました。また、BPR室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

法令遵守体制の点検・強化を目的に、コンプライアンス委員会（当事業年度は2回）を開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案し実施いたしました。また、当社及び子会社の役職員に対する入社時のコンプライアンス研修に加え、当社及び子会社の役員向けの研修を1回開催いたしました。

(3) 反社会的勢力排除について

当社グループの『反社会的勢力との関係遮断に関するルール』に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引開始前に、日経テレコンによる記事検索を実施しております。また、必要に応じてダレポートなどによる信用調査も実施しております。さらに、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

(4) リスク管理体制について

BPR室は、年間の内部監査計画策定に際して、当社及び子会社における具体的なリスクを想定し、取締役会に報告するとともに、リスクに対する体制の整備・運用状況を確認いたしました。

(5) 子会社経営管理について

当社の取締役及び常勤監査等委員がそれぞれ子会社の取締役及び監査役を兼務しており、毎月開催される子会社の取締役会に出席し、子会社取締役の職務執行の監督を実施いたしました。また、関係会社管理担当部門が、月次で予算進捗の管理を実施するとともに、毎月開催される子会社社長が出席するグループ全体の会議において、各社の事業戦略の進捗及び予算の進捗の把握につとめました。

(6) 取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、更に適宜臨時取締役会を含め、当事業年度は27回の取締役会を開催いたしました。

定時取締役会においては、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を実施するとともに、重要な業務執行についての意思決定を実施いたしました。

(7) 取締役会の実効性評価について

継続的に取締役会の実効性を高めるため、前年度に実施した社外取締役を含む全取締役に対して取締役会の構成・運営・議題・経営基盤の体制整備等に関するアンケート形式による評価結果を踏まえ、取締役会において取締役会の実効性について分析・評価を行いました。

その結果、各取締役が独立した立場から自由闊達に議論が行われており、長期または広範囲の経営戦略や方向性についても議論されており、意思決定機能を重視しつつ、取締役の業務執行についての報告にも時間を十分に確保することでモニタリング機能の強化も志向しており、取締役会の実効性は確保されていることが確認されました。

(8) 監査等委員について

監査等委員は、取締役会、その他重要な会議への出席を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を実施いたしました。

監査等委員会は、BPR室が実施した監査に関する報告を定期的に受けるほか、BPR室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	14社
・連結子会社の名称	tenso株式会社 TENSO UK LTD 台湾転送股份有限公司 tenso Hong Kong Limited 株式会社ショップエアライン Shop Airlines America, Inc. Shop Airlines Europe B.V. 株式会社デファクトスタンダード JOYLAB株式会社 モノセンス株式会社 BeeCruise株式会社 FASBEE株式会社 株式会社 BEENOS Partners BEENOS Asia Pte. Ltd.

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ショップエアライン・ジャパンは当社の連結子会社である株式会社ショップエアラインを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社SWATiは当社の連結子会社であるモノセンス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、FASBEE株式会社を新たに設立し、同社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、tenso Hong Kong Limitedを新たに設立し、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	3社
・関連会社の名称	BEENOS Plaza Pte. Ltd. 株式会社Open Network Lab こさじかん製作委員会

②持分法適用関連会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法により算定しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ取引……………時価法により算定しております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度114,042千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」215,992千円に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した投資損失引当金

流動資産 営業投資有価証券 85,016千円

(2) 当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	6,012,900千円
借入実行残高	3,550,000千円
差引額	2,462,900千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末の 株 式 数
普 通 株 式	12,332,600株	一株	一株	12,332,600株

(2) 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月22日取締役会	普通株式	158,637	13	2018年9月30日	2018年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月20日取締役会	普通株式	214,845	利益剰余金	18	2019年9月30日	2019年12月6日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

	第9回 新株予約権
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
目 的 と な る 株 式 の 数	320,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については積極的には行っておりません。また、資金調達については主に複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、銀行借入によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び投資事業有限責任組合出資等であり、事業上の提携、情報の収集及び売却による投資収益の獲得を目的として保有しております。これらは、それぞれ投資先の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内に決済されるものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. リスクの管理

当社グループは、受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び債権管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況のモニタリングを行うことにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減に努めております。投資有価証券については、投資先の財務状況等を定期的に取得し、モニタリングを行うことで、投資先の信用情報や時価を把握し変動リスクの低減に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの当座貸越枠等を拡大・更新することなどにより、手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動する可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	5,175,775	5,175,775	—
②受取手形及び売掛金	2,527,865	2,527,865	—
③未収入金	862,433	862,433	—
④営業投資有価証券 其他有価証券	74,597	74,597	—
資産計	8,640,671	8,640,671	—
①支払手形及び買掛金	384,508	384,508	—
②短期借入金	3,550,000	3,550,000	—
③未払金	2,956,824	2,956,824	—
④預り金	714,796	714,796	—
⑤未払法人税等	89,157	89,157	—
負債計	7,695,286	7,695,286	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

【資産】

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④営業投資有価証券

これらの時価の算定については、株式は取引所の価格、債権は満期までの期間及び国債の利回り等で割り引いた現在価値によっております。

【負債】

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金、④預り金、⑤未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (※1)	3,713,605
非上場債券 (※1)	388,622
関係会社株式 (※1)	146,547
投資事業有限責任組合への出資 (※2)	740,517
合計	4,989,293

(※1) 非上場株式及び非上場債券並びに関係会社株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,175,775	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,527,865	—	—	—
未収入金	862,433	—	—	—
合計	8,566,074	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 713円16銭

(2) 1株当たり当期純利益 89円58銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 1,077,042千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 1,077,042千円

普通株式の期中平均株式数 12,023,665株

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・ 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・ 時価のないもの……………移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ取引……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度6,286千円）は、「固定負債」の「繰延税金負債」121,178千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した投資損失引当金

流動資産 営業投資有価証券 29,724千円

(2) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	4,712,900千円
借入実行残高	3,550,000千円
差引額	1,162,900千円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの支払債務に対して、債務保証を行っております。

tenso株式会社	732,898千円
Shop Airlines America, Inc.	55,847千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	9,228千円
②短期金銭債務	701,538千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引	営業収益	2,086,487千円
	営業費用	164千円
②営業外取引	その他営業外収益	74,618千円
	その他営業外費用	3,734千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	129,678株	267,069株	一株	396,747株

(注) 当事業年度の自己株式の数の増加の内訳は、次の通りであります。

2018年11月22日開催の取締役会の決議による取得による増加	210,000株
2019年5月7日開催の取締役会の決議による取得による増加	55,000株
譲渡制限付株式の無償取得による増加	2,000株
単元未満株式の買取による増加	69株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,813千円
未払事業所税	734千円
決算賞与	14,428千円
貸倒引当金	37,138千円
株主優待引当金	11,208千円
投資損失引当金	9,101千円
営業投資有価証券評価損	165,041千円
その他有価証券評価差額金	34,785千円
未払金	4,443千円
減価償却超過額	3,696千円
一括償却資産超過額	140千円
投資有価証券評価損	98千円
関係会社株式評価損	249,683千円
株式報酬費用	33,935千円
資産除去債務	17,392千円
繰越欠損金	5,724千円
繰延税金資産小計	589,365千円
評価性引当額	△507,537千円
繰延税金資産合計	81,828千円

繰延税金負債

外国子会社合算課税	190,882千円
その他有価証券評価差額金	10,557千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,566千円
繰延税金負債合計	203,006千円
繰延税金負債の純額	121,178千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

特記すべき事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社も含む）	BEENEXT2 LP (注) 1	—	出資	出資 (注) 2	147,436	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当社主要株主佐藤輝英氏によって運営されているファンドであります。

*2 パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は3,000千米ドルであります。

(3) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	tenso(株)	直接所有 100.0	業務受託手数料等の受取 債務保証引受 配当の受取 資金借入	業務受託手数料等の受取 (注) 1	96,199	関係会社 未収入金	190,497
				連結納税に伴う受取額	177,922		
				債務保証の引受 (注) 2	732,898	—	—
				配当金の受取 (注) 4	344,390	—	—
				資金の借入 (注) 3	400,000	短期借入金	400,000
				利息の支払 (注) 3	2,580	未払利息	384
子会社	(株)ショッピングエ アライン	直接所有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注) 3	150,000	関係会社 短期貸付金	150,000
				利息の受取 (注) 3	1,254	未収利息	1,254
子会社	JOYLAB(株)	直接所有 100.0	資金貸付	資金の返済 (注) 3	50,000	関係会社 短期貸付金	300,000
				利息の受取 (注) 3	4,673	未収利息	1,745
子会社	モノセンス(株)	直接所有 100.0	配当の受取 資金借入	配当金の受取 (注) 4	60,120	—	—
				資金の借入 (注) 3	300,000	短期借入金	300,000
				利息の支払 (注) 3	1,153	未収利息	1,153
子会社	Beenos Asia Pte. Ltd.	直接保有 100.0	配当の受取 資金貸付	配当金の受取 (注) 4	1,307,768	関係会社 未収入金	1,305,832
				資金の貸付 (注) 3	1,129,999	関係会社 短期貸付金	1,130,000
				利息の受取 (注) 3	4,496	未収利息	4,469
子会社	(株)BEENOS Partners	直接保有 100.0	配当の受取	配当金の受取 (注) 4	96,347	—	—
子会社	BeeCruise(株)	直接所有 100.0	出資の引受 資金の貸付	出資の引受 (注) 5	100,000	—	—
				資金の貸付 (注) 3	270,000	関係会社 短期貸付金 (注) 8	270,000
				利息の受取 (注) 3	1,758	未収利息	1,758
子会社	FASBEE(株)	直接保有 51.0	出資の引受	出資の引受 (注) 6	102,000	—	—
関連会社	(株)Open Network Lab	直接保有 30.0	配当の受取	配当金の受取 (注) 7	61,200	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 各取引ごとに価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- *2 当社は、金融機関との取引と支払債務に対して債務保証を行っております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- *3 市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。
- *4 配当金の受取については、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。
- *5 BeeCruise(株)への出資は、増資に伴って行ったものであります。
- *6 FASBEE(株)への出資は、新規設立に伴って行ったものであります。
- *7 配当金の受取については、関連会社の株主総会にて決定された金額によっております。
- *8 債権に対し、貸倒引当金121,289千円を計上しております。また、当事業年度において121,289千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(4) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

特記すべき事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	367円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円57銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。